

令和7年度第3回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和8年1月27日(火)午後7時30分

会場 あきる野市役所5階504会議室

1 開会

2 審議事項

(1) あきる野市国民健康保険税について(諮問)

3 その他

4 閉会

---

会議録署名委員(2名)

松本 博 恭 委員      瀬戸岡 俊一郎 委員

---

出席委員(13名)

会 長	浦 野 治 光 君	会長職務代理者	原 田 ひろこ 君
委 員	松 本 博 恭 君	委 員	木 船 常 康 君
委 員	村 野 こず枝 君	委 員	山 下 佳 成 君
委 員	葉 山 隆 君	委 員	瀬戸岡 俊一郎 君
委 員	寺 本 雅 之 君	委 員	渡 辺 哲 也 君
委 員	吉 田 榮久夫 君	委 員	丸 山 壽 郎 君
委 員	米 内 久 永 君		

---

事務局

市民部長	坂本 茂美	保険年金課長	小川 亮
健康課長	山田 直喜	徴税課長	木村 亮
国民健康保険係長	市村 正一郎	国民健康保険係主査	小林 智美
国民健康保険係主査	長井 高志	健康づくり係長	関根 桂子
健康づくり係	高水 真深子		

○事務局 皆様、こんばんは。

定刻より少し早いですけれども、皆様お集まりですので、始めさせていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます国民健康保険系の市村です。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、公益代表の中村隆夫委員、被用者保険等保険者代表の増田邦子委員におかれましては、所属団体の状況によりまして昨年末辞任されておりますので御報告いたします。これに伴いまして、本日は、後任として、丸山壽郎委員及び米内久永委員に御出席いただいておりますので、御紹介いたします。

まず、公益代表の丸山壽郎委員です。

○委員 皆さん、こんばんは。

民生・児童委員協議会から参りました丸山壽郎と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、被用者保険等保険者代表の米内久永委員です。

○委員 皆様、初めまして。

被用者保険等保険者代表ということで本日より参加させていただきます米内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私、ふだんは健保連東京連合会というところに勤めておりまして、なかなかなじみのない団体かと存じますけれども、全国に1,400ぐらいの健康保険組合、そのうち約40%の600弱が東京に集中しております。この600弱の健康保険組合をかなり簡単に言ってしまうと取りまとめたり、共同事業をしたりと、そういった団体に所属しております。会議に的確な意見とかを出して参加していきたい、協力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、市民部長の坂本より御挨拶を申し上げます。

○市民部長 改めまして、皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中、またお寒い中、運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、国民健康保険事業の運営はもとより、市政運営に御理解と御協力を賜りまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年12月16日に、令和8年度の国民健康保険特別会計について、東京都から示されました仮係数での納付金額で算定結果をお伝えをいたしまして、御意見をいただいたところでございます。先般、令和8年度納付金の確定額が示されましたので、本日は前回に引き続きまして、国民健康保険税の税率改定について御意見を伺えればと思っております。

詳しくは後ほど御説明をさせていただきますけれども、仮係数の金額よりも総額では若干の減額となっております。これに合わせまして全体的な予算内容の見直しを行いまして、新たな税率改定の案を御提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、事前にお送りしました資料1、資料2、また机上に配付いたしました

委員名簿となっております。また、このほかに、委員の皆様には「東京の国保」を配付させていただきました。

資料の不足がございましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づきまして、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから令和7年度第3回あきる野市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

ただいまの出席委員は13人全員でございます。定足数に達しておりますので、会議を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定によりまして、松本委員、瀬戸岡委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、発言をする場合については挙手をもってお願いいたします。挙手した方を順番に指名をさせていただきますので、指名後に御発言のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2、審議事項「あきる野市国民健康保険税について（諮問）」でございます。

本日は、一定の方向で結論がでるようにまとめていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局からお願いをいたします。

○保険年金課長 保険年金課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、お送りしました資料1から順に説明させていただきます。「令和8年度あきる野市国民健康保険税について」でございます。

このたび、令和8年度の納付金額の確定値が示されたところであります。

まず、1ページの上段の表、納付金の推移を御覧ください。色が変わっている部分が前回の会議でお示ししました仮係数に基づく数値、その下が今回の確定値になります。表の左側、東京都全体の納付金の額は4374億円余りとなり、前回から84億円の減となりました。なお、このうち子ども・子育て支援金分につきましては、仮算定時の90億円から99億円と9.8%ほど増となっております。その結果、右側のあきる野市の納付金額は23億9500万円となりまして、全体では前回から4500万円ほど減となりました。なお、このうち子ども分につきましては、東京都と同様に約9.8%の増となっております。

1ページ目の下段、(2)の一人当たり診療費の推移のうち令和8年度分につきましては、診療報酬の改定見込みが2.22%のプラスを見込んでおりまして、こちらを反映したことにより、仮算定時の37万6991円から、令和8年度、今回38万2728円に増加してございます。

資料は戻ってしまうのですが、(1)のところ、子ども分の新設ということで、前回会議のときには所得割0.27%、均等割が1,900円という形でお示しさせていただいたのですが、先ほど申し上げましたとおり、東京都全体で9.8%ほど増となったところで、あきる野市の分につきましても、所得割が0.30%、均等割が2,000円という形に修正されております。

なお、子ども分につきましては、18歳未満の子どもの被保険者の均等割は全額減免され

まして、18歳以上の被保険者がその減免した分の子ども分をプラスで支払っていただくといった形になりますので、1,800円というのが本来の均等割、プラス200円というのが子ども分に係る減免分を18歳以上の方が負担していただく18歳以上の均等割、このようになってございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

(3)被保険者数の推移と(4)保険料水準の統一につきましては、前回の会議から変わっておりませんので、説明は割愛させていただきたいと思えます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

納付金額の確定などに伴いまして、上段の表のとおり、令和8年度当初予算見込みを修正してございます。

表の右側、歳出の国民健康保険事業費納付金は、先ほど御説明しましたとおり23億9500万円余りとなっております。そのほか、修正ですとか財源調整を行った結果、歳入総額につきましては約76億2600万円、歳出総額は81億7000万円余りとなりまして、差引財源不足額は5億4400万円余りとなりました。前回お示した財源不足額が5億7100万円余りでございましたので、2700万円ほど縮小してございます。

続きまして、ページの下段、財源不足の解消案の(1)、国民健康保険基金の活用につきましては、前回から修正等はございません。

続きまして、最後の裏面のページとなります。こちらの上段の表が国民健康保険税の改正に関する試算でございます。

表の一番右側が今回の案、その左隣が前回の会議でお示しました案となっております。令和8年度の財源不足額は、一番右側のとおり、ただいま御説明した5億4400万円余りとなります。

解消策の1番目、国民健康保険税税率改正の案5168万9000円は、前回の会議でお示しました4791万9000円から377万円増加してございます。これは、子ども・子育て支援金分に係る納付金が、東京都全体、あきる野市単体とも約9.8%増加したことに伴いまして、標準保険税率が上がったことによるものでございます。平均改定率にいたしますと3.4%となりまして、前回の3.2%から0.2ポイントの増となっております。前回の会議の中でも御説明させていただきましたが、東京都全体でこの標準保険税率を採用していくという部分と、また、被用者保険を含む全ての保険者が令和8年度から子ども・子育て支援金分を賦課しなくてはいけないというところで、どうしてもやむを得ない部分なのかなというふうに認識してございます。

次に、国民健康保険基金の繰入金は2295万3000円となりまして、前回から3000万円余り減少させております。これは、財源不足額が減ったことと、今申し上げました税率改正分がどうしても必須になりまして、その分の収入が増えたことによるものになります。この結果、基金残高はここには載せていないのですけれども、前回6000万円ほど残せるという御説明をさしあげましたが、今回の結果、9000万円を維持することができるという見込みとなっております。

最後に、一般会計からの繰入金につきましては4億7000万円ということで、前回から変更はございません。

資料1につきましては以上となります。

続きまして、お送りした資料2を御覧いただけますでしょうか。

こちらにつきましては、モデル世帯における税率改定前後の税額の比較となっております。

す。パターン①は40歳未満の1人世帯、パターン②は70歳夫婦の2人世帯、パターン③は30代夫婦と未就学児1人の3人世帯、パターン④は40代夫婦と子ども2人の4人世帯といったモデルとなっております。

所得階層ごとに税額を示してございまして、青が改定前、ピンクが改定後、差引きの増減額が黄色となっております。

今回の税率改定につきましては、子ども・子育て部分のみの改正でありまして、子ども・子育て分は18歳未満への均等割が賦課されないことから、パターン②からパターン④の増減額の差はごく小さいものとなっております。その小さい部分の差というのは、被保険者数の人数に応じた軽減判定基準の差という部分と、それに依拠して設定したモデル所得の差による金額の差になってございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。質疑、御意見のある方はよろしくお願いをいたします。

委員。

○委員 (3)の被保険者数の推移でちょっとお伺いしたいのですが、令和7年度から令和8年度に971名の減が見込まれていますよね。これは、例えば高齢で亡くなる人の割合がどのくらいで、若くてすごく稼ぎのある人が厚生年金のほうに行ってしまったとかいう割合は、どのくらいの割合になっているのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 このあきる野市の令和8年度の見込みにつきましては、過去のあきる野市の被保険者数の増減率と、あと直近のあきる野市の被保険者数の増減率というところから、東京都全体で同じ計算式を用いて推定した数値でございまして、内訳等につきましては想定ができていないところでございます。

○委員 分からないのですか。

○保険年金課長 はい。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 なぜそんなことを言うかという、国保の今の問題は、保険制度全体のベースが、社会保険の厚生年金の枠がどんどん増えていって、今、国保を支えているのは65歳の人か、あとは小さい事業者の経営者なのです。基本的に65歳以上の方はそんなに資力がないので、小さい事業者の上に乗かって保険をやっていると。この制度の中で維持しましょうということ自体、難しいですよ。それは釈迦に説法かもしれないけれども、これをきっちり上げていかないと、同じ話を、小さい自治体でどんどん財政負担をしていって、財政の自律性がなくなるというか、この先、どんなに話し合いをしても、解決策が我々のこういう中では見えてこない。むしろ、増減分に関しては国が全部補填すると、そういう制度を要望してもらったほうがいいような感じがするのです。

特に、何歳ぐらいの人が亡くなっていって、国保から抜けていって、どのくらい若い人たちが厚生年金のほうに移ってしまっているのかという実態が見えないと、いつまでたっても国保の上に立って議論しているということ自体が、薄氷の上に我々が立っているような上で話をしているのです。どんどん氷が薄くなっているよと。でも、財源をきちんと保てる人がいない中で、いつまでこういうことをやらないといけないのかなと思ったりするのですけれども、その方向性はどういうふうを考えていらっしゃるんですか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 国民健康保険の抱える最大の課題といたしますか、その部分というところの御指摘かと思えます。

ここで、直近の被保険者数の推移というところで、あきる野市は東京都全体と比べて減少率はちょっと高いというようなところがございます。被保険者数の移動の事由などを見ますと、やはり減少の理由として一番多いのは、ここまで団塊の世代が後期高齢者へ移行していったので、後期高齢者医療保険への移行に伴う脱退というのが最大の減少の理由となっております。そのほか、転入や転出は年によって違うのですが、全体的には転入が若干超過しているという状況がございます。

また、社会保険を離脱して国保に入ってくる方、逆に国保を外れて社保に加入される方、その辺りの差引きというのも、このところ社会保険を65歳とかで離脱して国保に入るとい方が結構少なくなっている傾向でございます。この辺は社会保険の適用拡大ですとか高齢者の就労率の上昇といったものが影響していると考えてございまして、いずれにいたしましても一定の資力のあるような方が入ってくる、そういった人数よりも、後期への移行であったりとか、社保に残られる、新たに社保に加入される、そういった方のほうが多いという状況は続いてございますので、根本的な課題という部分につきましてはさらに深刻になっているといたしますか、そういった状況と考えてございます。

そうした中、東京都市長会を通じてですとか、あるいは我々課長会等を通じて、国や東京都へ引き続き要望活動は行っていきたい、このように考えてございます。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 単純計算すると数字の計算だけなのですが、971人が減ったから、一人あたりの医療費が38万2000円、これに971人を掛けたら3億円ぐらい行くのではないかと、この分が減るのではないかと単純に考えるのですが、いやちょっと待てよと。ひょっとしたらみんな元気な人が減っているのではないかと、そういうことがあったものですから、ここで言ってもしょうがないなと思って、その辺もあって質問させていただきました。

ありがとうございました。

○会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

委員。

○委員 直接とはちょっと違うのですが、資料1の2番、子ども・子育て支援金制度の創設というふうになっているのですが、今回初めてのものなのですが、世帯全体、経済全体で子育て世代を支える新しい仕組み、この仕組みはどんなものを想定されているのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 こちらの表現につきましては、厚生労働省のほうでつくっている表現でございまして、少子化対策という部分、医療保険などにつきましても、将来的に子育て世代、次の世代を支えていく持続可能な制度にしていかななくてはいけないというところで、少子化対策の受益というのは全ての経済主体でありますというような考え方の下に、子ども・子育て支援金制度で様々な児童手当の拡充とか、もろもろの子どもに対する支援を行っているということでございます。

そうした中で、後期高齢者医療でも子ども・子育て分というのは負担していただくのですが、被用者保険においても、我々国民健康保険においても、子育て世帯を支援してい

こうと、そういった考え方の仕組みであるというふうに認識してございます。

○委員 分かりました。

○会長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質疑ございませんでしょうか。

委員。

○委員 前回のときも申し上げたのですけれども、令和8年度の前回分のときに、今回の改正分は3.2ですよということと、繰入分の金額等考えて、あと一般会計からは5億円ではなくて4億7000万円ということで、ぎりぎり許せる範囲かなという発言をさせていただいたのですけれども、今回は若干微増で3.4%なので、0.2%上がっているということでありますけれども、子育て分とかそういうところも含めていろいろと調整されているのでしょうか、いろいろな形でうまく3.4%に抑えていただいたという形で、前回と同様に我慢できる範囲なのではないかなと思われましてけれども、赤字分を解消するためには上げなければいけないのですけれども、我々の負担は最小限に抑えていただいたのではないかなと感じました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

委員。

○委員 1つは、私が委員としてお願いするとしたら、もうちょっと国の負担をしてもらうような方法を常に議会のほう、それから上部の官庁にもぜひ伝えるような仕組みがないかなと。普通の保険会社で保険を算定するときに、0歳から90歳とかで全部が対象なのですけれども、今、国保ベースの人たちが、年齢が高い人、しかも収入があまり高くない人がベースになったり、あとは零細な個人事業主が対象だったりして、ちょっとした負担能力というか、担税能力のある人たちはみんな健康保険のほうへ行ってしまうので、もともと保険を保つという仕組みが、土台が弱過ぎるのです。それに基づいて、自治体のほうに全部責任だけは来ると。これは我々一住民として考えても、被保険者として考えても不合理な制度なので、将来直してほしいみたいな意見書をぜひ出してほしいのです。

国保が始まるもとの仕組みの中で、国民皆保険という国の制度の中でやっているの、増額分は当然国が負担すべきものだと思うのです。自治体に押しつけるものではないと私は思っていますけれども、そういう附則意見をぜひ出してほしいなと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○会長 今の件について、何か事務局のほうからコメントはございますか。

事務局。

○保険年金課長 先ほどちょっと申し上げましたように、全国市長会等を通じた厚生労働省への要望、こういったものは引き続き行ってまいります。

また、その中で重点要望というような形で、本当に各団体に1、2項目出すような、そういった部分に載せている最重要項目ということで要望しておりますので、引き続きそういった強い働きかけを行ってまいりたいと思います。

○会長 今の段階では継続した要望という形になってしまうので、我々としても、福祉の道が開けるような形が望ましいのでしょうかけれども、うちだけの話ではないので、ほかの保険組合などとの関係もございまして、さらに強い考え方をもちながら、戦略的な考え方を持って、その点について前に進めるような形でぜひ事務局に考えていただいて、要望活動を継続していただきたいということは私も思っております。よろしくお願いします。

ほかはどうでしょうか。

今回、3.4%という形で、子育て関係の支援金制度、制度上の形の部分が含まれての話になっておりますけれども、その点も踏まえて最終案に抑えたというような御意見もございませぬけれども、いずれにしてもパーセンテージは上がるわけですから、それを踏まえて皆さんの御意見をもう少しいただければなとは思っております。

委員。

○委員 資料2のモデル世帯を見ていると、先ほど子ども・子育ての政策ということで、これは応援しなければいけないところだと思うのですけれども、被保険者として、70歳夫婦、私なんかはここに入るのであるけれども、増減と書いてあるので、ということは税も上がるということですか。

もう70歳とかになると、働きたくても働けないとか、勤めたくてもなかなか難しいという状況の中で、収入は年金だけになるのです。国民健康保険だとすると、厚生年金がなく、そうすると国民年金の全部を夫婦が全額40年間払っていたとしても、なかなかそうは難しい世帯が多いと思うのです。この中でこうやって上がっていくとなると、本来ならば私、被保険者としたら、保険税が上がるのは反対という気持ちがあるのですけれども、そういう市の活動を応援しなければいけないというところで、致し方ないのかなというところがあるので、その辺も分かってもらえれば。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

確かにそうですよね。よく分かります。

委員、どうぞ。

○委員 質問なのですけれども、法定外繰入れの令和8年度はまだ確定していませんので、令和5年度は法定外繰入れがこれだけ高い金額になって、それから下がってきている、この説明が何かあればということでお聞きしたいのです。

○会長 事務局。

○保険年金課長 最後のページの下に法定外繰入れということで、令和5年度の一番高い状況から、令和7年度、4億8500万円、令和8年度はここには数字は入っていないのですけれども、今申しあげました4億7000万円という暫定の見込みでございませぬ。

4億7000万円を被保険者の見込みであります1万4793人で割り返しますと、一人当たりは3万1771円というような形となります。この場合、令和7年度の一人当たりの数字、若干増えてしまっているという部分もございませぬ。

ただ、あくまでこれは現時点での想定の数値というところで、一人当たりを減らせるように何とか今年度とか、もう少し法定外繰入れを、いずれ10年後にゼロにしないでほしいという部分がございますので、どこか予算の補正等の中で可能ならばもう少し減らせられれば、そちらの分を減らさなければいけないかなと、このように考えてございませぬ。

○会長 大丈夫ですか。

○委員 大丈夫です。

○会長 ほかにございませぬでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 (2)の国民健康保険税の改正の表なのですけれども、令和6年度から8年度にかけて財源予測という欄を見ますと、6年度が6億4000万円、それからずっと右に目をやっていきますと8年度は5億4400万円、それに対して一番下の解消策のところを見て、

一般会計繰入金が6年度は5億4000万円、右にずっと目をやっていると8年度は4億7000万円、市として大変なお金になってくると思うのです。ほかの自治体も同じような傾向であると思うのですけれども、これだけの一般会計繰入金を考えた場合、例えばあきる野市でこの額を捻出していくというのは大変なことだと思うのです。

先ほどお話がありました国への要望というのがありますが、これだけの金額をそれぞれの自治体で捻出していくというのは本当に大変なことだと思いますから、これは国のほうに強く求めていく意見を申し述べていくというのは必要なのかなと思うのですが、これは意見です。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

国保自体の構造的な問題が浮き彫りになっているということで、狭い議論の範疇の中でどうやっていこうかというのが現状なので、多分うちだけではなくてどこの自治体も苦しい部分があるとは思いますが、ただ、前回も、法定外繰入れをしていなくて、いわゆるパーセンテージの上昇分だけでカバーしているような自治体もあるようには聞いてはいますけれども、うちは今、4億7000万円、法定外繰入れでなるべく減らそうという形の中で、なるべく上昇率を抑えたいというような形でこのような数値の案になっているかなとは思っております。そういったことは皆さんよくよく御承知のことだと思いますけれども、その中で御意見、御質疑を求めるのも、なかなか私どももどうしてもつらいなというような思いもありますけれども、せつかくのこういう機会ですので。

委員、どうぞ。

○委員 先ほど課長にもお願いしましたけれども、被保険者数の推移という中で、例えば年齢が過ぎて後期高齢者のほうに入った人数と、あとは社保というか厚生年金のほうに入った人数と、減った人の割合とかそういう数字は調べれば出るのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 市のほうでは事務報告書を決算の時期に作成してございまして、この中に国民健康保険系のトップのところには被保険者の移動事由というところで掲載してございます。こちらのほうで、ホームページなどからも御覧いただけるのかなと思います。

○委員 そうなのですね。分かりました。

その中で特徴的なのは、団塊の世代が全部後期のほうに行ったのが大きな数字の要因だということですが、単純に言うと、一人あたりの補填している金額を少なくするために、どの辺の層が減っていったらいいのか、それともどの層に働きかけたらもっとうまくいくのかとかいうのを、数字を見ながら、推移を見ながら判断できるということはあるのでしょうか。例えば構造的な問題というのは、それを分析することによって都のほうに申請するとか、国に言うとか、そういう材料にはなり得るのでしょうか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 先ほど申し上げました移動の事由というところで、国保の資格を取得した事由と喪失事由は事務報告書で御確認はいただけます。

ただ、単年度だけ見て、あるいは他の団体も同じようなことを出しているのかというのはなかなか比較が難しいのですけれども、あきる野市単体で経年で比較をしてみますと、後期高齢者への加入は令和5年度あたりをピークに減少傾向に既に転じていることですか、また、転入・転出の差というのは、若干転入のほうが多い状況はずっと継続しているのです。

また、特徴的なのは社会保険の離脱の件数、65歳になって社保を離脱して国保に入りましたよという方が経年で見るとここ数年で減っているというところ。また、令和4年のとき、

社会保険の適用拡大を一番大規模な事業所のところでやった。その辺りには社保加入による国保の喪失といった件数が多かった年でございます。それらを経年で比較するぐらいしかないのかなと思うのですけれども、経年比較することで比較的状况が見える部分もございまして、参考にさせていただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それについては、確認すればできそうな課題なのではないでしょうか。  
どうぞ。

○保険年金課長 なかなかこの冊子とかをぱっと並べてこうなっているねというのをつくり込まないと難しいところではあるのですけれども、全体的な傾向、どの程度の資力のある方がという部分の把握等はちょっといかないとは思っているのですけれども、全体的な傾向と税の調定額もこの資料には載ってきていたりしますので、調定額を被保険者数で割ったりすれば一人当たりの資力も出てきます。

ただ、税率を改定していますので、税率が上がれば税の調定額は当然上がってきますし、そういった状況から客観的に分析するというか、そういった方法に限られるのかなとは思っています。

○会長 どうぞ。

○委員 基本、一人あたりの医療費の金額を考えると、900人はすごい数字なので、そこから数字を見ると、これだけ減るのだから単純に次は減るのではないかなと思うのですけれども、そこから考えたときに、どっちにこの900人ぐらいの人たちが動いているのだろうと思ったりするのです。こちらが思うような感じにいかなくて、ただ単にいい人だけが抜けているのかもしれないので何とも言えませんけれども、この900人の人の全体で一人あたりの金額で計算したら物すごい金額になってきますよね。そうすると随分財政の読み方が変わってくるのではないかなと思って発言したのですけれども、今どうのというよりも、これからの中でそういう分析が、お忙しいでしょうけれども、そういう資料をつくってもらったら少し分かりやすいかなと思いました。お願いします。

○会長 現状分析をもう少し見える化していただければと。それによって議論が深まるということだと思いますので、時間の許す部分が少ないかも分かりませんが、次回以降、確認をいただきながらお願いしたいと思います。

市民部長。

○市民部長 今、委員から御質問のあった971人被保険者数が減っているというところなのですけれども、以前、私がこちらの立場にいるときに、資料を分析させていただいたことがありまして、社会保険に加入される方というのは、生産人口の働き盛り世代で、こういう区別はよくないかもしれないのですけれども、いわゆる健康な体をお持ちの方ということなので、971人のうちそれが全部とは言いませんけれども、その方たちが抜けて国保に残られた方の医療費と、社会保険等に加入するために国保を辞められた方のかかった医療費を分析したところ、国保に残られた方のほうが2倍以上の医療費を使っているというところがありますので、先ほどのお話で、どういった政策を組めば国保の今の構造的なものが改善できるのかという話がありましたけれども、被保険者の方にしてみれば、やはり社会保険に加入したほうが社会保険料の半額を持っていただけるので、その部分も含めて今、社会保険への適用拡大が広がっている状況だと思います。

国民健康保険は、先ほどから会長もおっしゃっているように、単身世帯ですとか、65歳の年金の受給者の方ですとか、そういった方が多く加入している状況ですので、これをどう

改善していったら、制度的にどういふふうになれば、国保の財政破綻といひますか財政が保てるのかといふのは、こゝういふ構造的に見ても、本当に難しい課題であると思つております。

それについては、先ほども課長が申し上げておるとおり、全国市長会を通して省庁のほうに重点課題といふところで出させていたゞいております。そのほかには、医療保険の全国統一化といふた要望も出させていたゞいてはありますが、なかなか構造的課題の改善、解決といふのは難しい課題かなとは考へております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

ほかにござひますでしょうか。

委員。

○委員 意見なのですけれども、私、保険者が市から東京都に移るときに東京都の委員をやつていまして、当時は5年ぐらゐで解消しなさいといふやうな話だったのですけれども、今の話だと10年といふ数字が出てきて、これを見ると、令和2年からの推移を見ても、今後もずっとこれが続いてしまふのではなからうかと思ふのは、今言つたやうに構造上の問題があるからこゝうなつていてと思わざるを得ないわけです。

保険の歳出に関してプライマリーバランスで言ひますと、国、東京都、それから市、あと保険者、我々が負担してバランスが取れてはゐるわけですよ。今、あきる野市とすれば、確定値を持ってそれでうまくいふやうに話してはゐるわけですよけれども、その確定値を細分する計算値自体がちょっとおかしくて、もっと国のほうの部分を増やして、我々に例へば5億円ぐらゐ低く確定値が来ればこの繰入金はなくなるわけですよ。なので、その辺の配分の数字、国が2分の1ぐらゐ見てはゐるのですかね。東京都が4分の1、残りでといふ感じだと思ふのですけれども、その辺のバランスを変へない限りはずつと継続的な問題となるし、健康保険の被保険者から見ると、今言つたやうに負担能力の低い方が多いわけですよ。といふことは、幾らこゝでいろいろなことを考へても、そこを直さない限りはずつとこのことは続いてしまふと思ふのです。だから、根本的に意見をどんどん言つていたゞいて、これはあきる野市だけの問題ではなくて、ほかの市も、ほかの県も全部一緒だと思ふのです。だから、これは声を大にしてお願いしていただゞきたいなと思ひました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにござひますでしょうか。

今の御意見のとおりだと思つておりますけれども、今の現状の中でどういふ形で今後、いわゆる料率を決めていくかといふことになれば、現状の資料の中での対応しかできませんけれども、ただ、将来性を踏まへないと議論が先細りになつてしまひますので、今みたいな形の中で、できればそれに堪へ得るやうな資料も今後、事務局のほうでもお考へいただきながら、よろしくお願ひしたいなと思つております。

委員。

○委員 今の負担率の話はこゝでするやうな話ではなくてもっと大きな話なのですが、今回いたゞいた中でいへば、先ほども申し上げたやうに、3.4%といふのは年金の人たちは厳しいといふ話なのでしょうけれども、いずれにしても解消しなければならぬといふことで考へれば、受忍する限度内なのかなといふのを改めて意見として申し上げたいと思ひます。

○会長 ありがとうございます。

皆さん、御意見、質疑を含めてどうでしょうか。

これについては前回も、資料のお示しをしたところで、若干の質疑、御意見をいただいて、今日、深掘りまで行くかどうかは分かりませんが、質疑、御意見をいただいております。

その中では、皆様方から、法定外繰入れを含んで3.4%に抑えて、それが子育ての制度上の話も加味しての話になりますけれども、そうすると法定外繰入れのものも考え合わせると限度内かなと、必要最小限なのかなと。言ってみればやむを得ない部分もあるのかなというような相対的な御意見が私のほうでも聞こえましたけれども、そういう形の中でいけば、この程度ならば致し方ないかなというような相対的な方向性で皆様方、よろしいでしょうか。どうでしょうか。

よろしければ、皆さんの御意見を集約した形の中で対応をさせていただければなということだと思いますけれども。

委員。

○委員 異論はないと思いますけれども、ただ、附則意見を、私もお話ししましたけれども、委員もお話ししたように、ぜひきっちりつけていただいて、要望としてよろしく願いたいします。

○会長 分かりました。

いわゆる答申の形の中でのまとめ方だと思いますけれども、そういった御意見も出ましたけれども、皆様方、そういう方向でよろしいのでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○会長 それでは、3.4%という形の中で異議がないということで了解をいたしました。

それでは、市からの諮問につきましては、本協議会から答申を行うことになります。

その答申書については、主な審議意見を参考にしていきたいと。そして今、委員がおっしゃった附則的な部分、そうしたものをどう入れ込むかというのは、日にち的な問題もございますので、また検討させていただいて、私と会長職務代理者にその案文についてもお任せをいただければなとは思っておりますけれども、それで素案をつくって、市長に答申を上げると、そんなような運びになると思います。

それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御意見も十分に反映させてまいりますので、後日、答申書の中嶋市長にお渡しをさせていただきたいと、このように思っております。よろしく願います。

それでは、最後になりますけれども、次第3のその他になります。

○委員 その他意見で。

○会長 どうぞ。

○委員 今日でなくてもいいのですけれども、今日から参加しているということで、議事の中でも一般財源繰入れの話が出ましたけれども、当然17年度までに加速化プランに従って解消というお話があると思います。現在、ここに参加するに当たって、私はどうしても、今現在の一般財源繰入れなのか、もっと大きい状況かもしれませんけれども、あきる野市さんの状況を把握したいので、もし可能であれば一般財源繰入れの解消の計画とか、その辺りの概略を教えていただければ。今日は時間もありますので、ここを見ておいてくれとか、またお教えいただければということで、後ほどでももちろん構いませんが、よろしく願います。

○会長 事務局、今の話は大丈夫ですか。

○保険年金課長 後ほど御説明させていただきます。

○会長 後ほどですみませんが、よろしく願います。

ほかにございますでしょうか。

事務局からは何かございますか。

どうぞ。

○事務局 次回、皆様にお集まりいただく会議の開催につきまして御案内します。

次回につきましては、令和8年2月24日火曜日、午後7時半を予定しております。改めて御案内させていただきますので、御予定のほどよろしく願います。通知のほうは改めてお送りいたします。よろしく願います。

以上です。

○会長 次回が2月24日火曜日、午後7時半という予定だそうです。皆様方、日程の確保のほど、よろしく願います。

その他、委員の皆さんから、全体を通してでも構いませんけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないということですので、これをもちまして本日の議事を全て終了いたします。

皆様方、長時間にわたり大変ありがとうございました。

今後ともよろしく願いをいたします。